

# かながわ子ども・若者みらい計画 骨子案のポイント

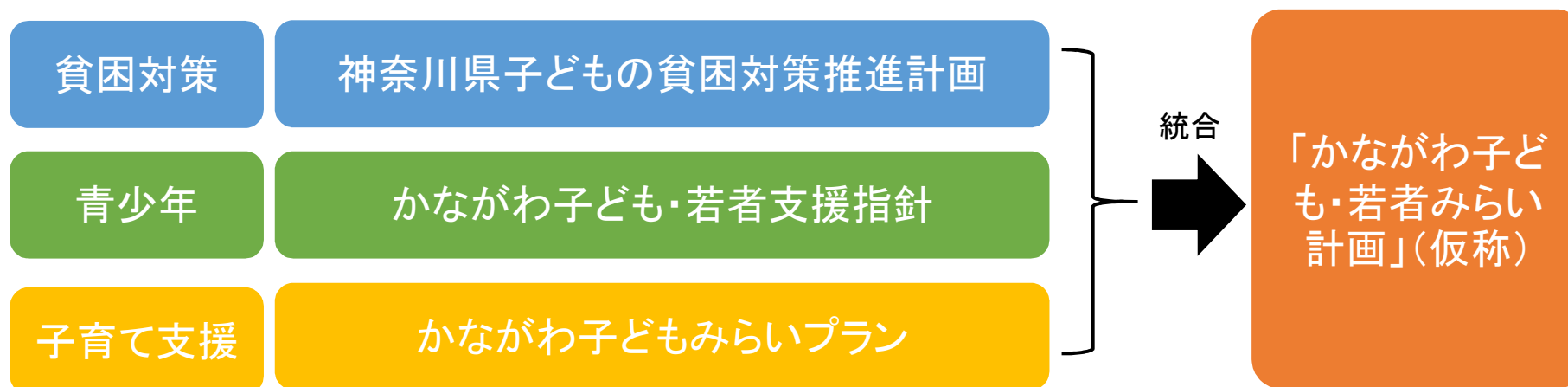
神奈川県 福祉子どもみらい局  
子どもみらい部 次世代育成課

令和6年8月7日

# 1 ふり返り

## 計画策定経緯、構成イメージ

こども基本法において、都道府県は、政府が策定する「こども大綱」を勘案して「都道府県こども計画」を定めるよう努めるものと規定されていることから、県は子ども・若者施策に関する既存の計画・指針を統合して「**かながわ子ども・若者みらい計画（仮称）**」を策定する。



こども大綱や条例の内容を踏まえつつ、こどもまんなか社会の実現に向けた具体的な取組を記載

## 2 ふり返り

### 計画構成イメージ

- 1 はじめに
- 2 本県の子ども・若者・子育ての状況
- 3 計画の基本理念等
- 4 基本理念の実現に向けた具体的な取組
  - (1) ライフステージを通じた子ども・若者施策に関する事項
  - (2) ライフステージ別の子ども・若者施策に関する事項
  - (3) 子育て当事者への支援に関する事項
  - (4) 施策推進の基盤となる取組
- 5 教育・保育の需給計画及び人材の必要見込み数
- 6 計画の点検・評価及び推進体制
- 7 参考資料

こども大綱  
と同じ構成

子ども・子育て  
支援法  
必須記載事項

骨子案

素案で  
入れ込む

## 3 作成方法の考え方

1

### 記載内容の参考にした資料

- ・ こども大綱、自治体こども計画策定のためのガイドライン、改正子ども・子育て支援推進条例(以下「条例」、新かながわグランドデザイン(基本構想及び実施計画)

2

### 全体の構成

- ・ **かながわこどもみらいプランをベース**に、神奈川県子どもの貧困対策推進計画及びかながわ子ども・若者支援指針の3計画を統合する形で作成

# 4 目次

新

## はじめに

- 1 計画改定の趣旨
- 2 計画の位置付け
- 3 計画の期間
- 4 計画の対象

## 本県の子ども・若者・子育ての状況

- 1 子ども・若者の状況
- 2 子育て当事者の状況
- 3 子育てをめぐる県民の意識
- 4 ~~少子化の状況~~

## 計画の基本理念等

- 1 基本理念
- 2 基本方針
- 3 主要施策
- 4 施策体系

旧

## はじめに

- 1 計画改定の趣旨
- 2 計画の位置付け
- 3 計画の期間
- 4 計画の対象

## 本県の子ども・子育てを取り巻く現状

- 1 少子化の現状
- 2 子ども・子育てをめぐる現状
- 3 仕事と子育ての両立の状況
- 4 子育てをめぐる県民の意識

## 計画の基本理念等

- 1 基本理念
- 2 目指す姿
- 3 基本的視点
- 4 施策体系

## 5 | はじめに 主な変更点①(p.2-p.6)

### 1 一体となる計画の追加

・ こども大綱、条例、自治体こども計画策定のためのガイドラインp34を基に以下を追加

- ① **こども基本法**に基づく自治体こども計画
- ② **子ども・若者育成支援推進法**に基づく都道府県子ども・若者計画
- ③ **子どもの貧困対策**の推進に関する法律に基づく都道府県計画
- ④ **条例**に基づく計画

### 2 子どもの権利条約との関係を追加

・ **SDGsの前に4原則の記載及び図表を追加**

# 6 | はじめに 主な変更点②

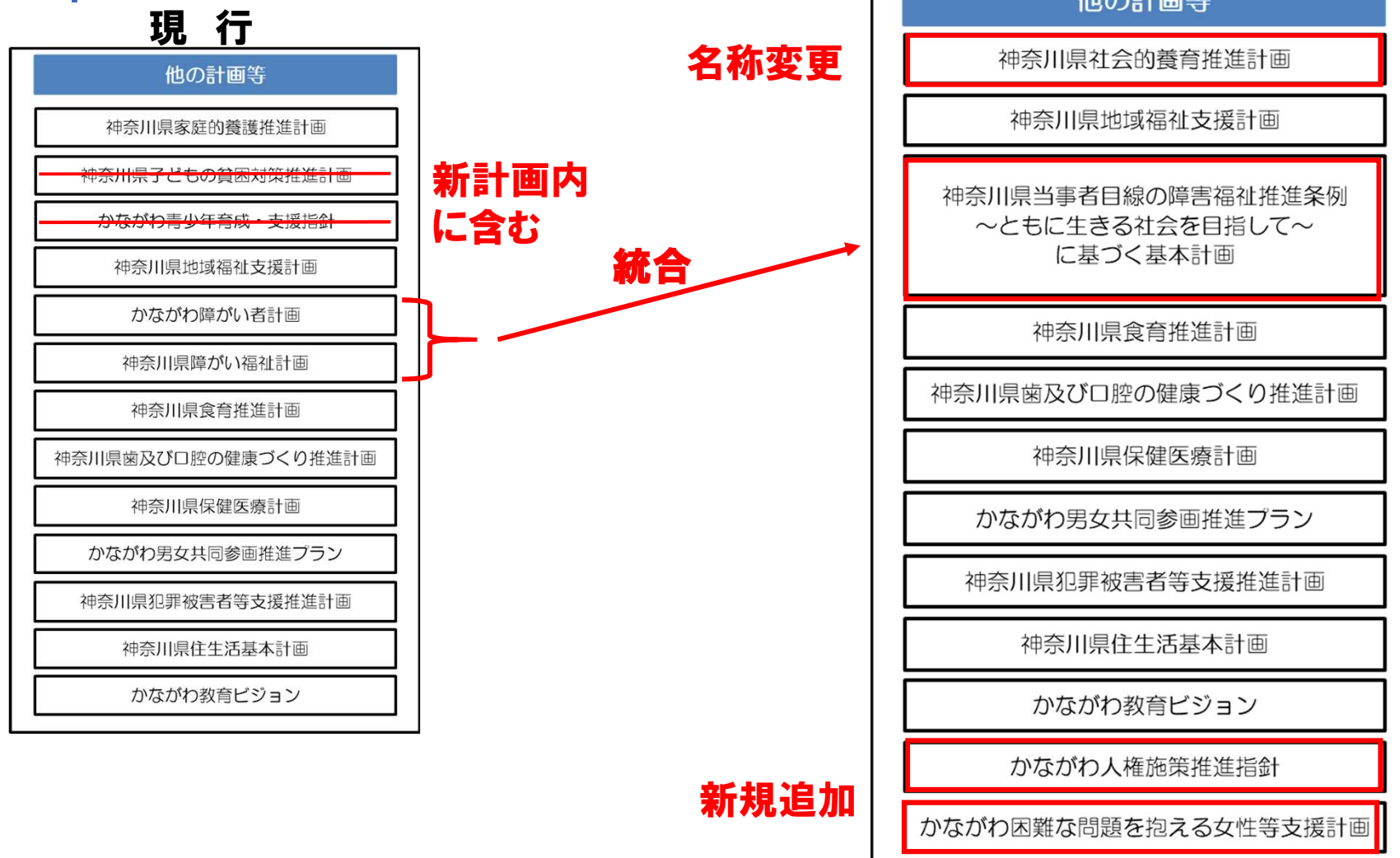
(参考)自治体こども計画策定のためのガイドラインp34

一体とできる計画や計画と紐づく法令・指針の例

法令	計画	策定指針(大綱含む)
こども基本法 第10条	自治体こども計画	こども大綱
子ども・若者育成支援推進法 第9条	都道府県(市町村)子ども・若者計画	子供・若者育成支援推進大綱 (こども大綱に一元化)
子どもの貧困対策の推進に関する法律 第9条	都道府県(市町村)計画	子供の貧困対策に関する大綱 (こども大綱に一元化)
-	-	少子化社会対策大綱 (こども大綱に一元化)
次世代育成支援対策推進法 第8条、第9条	都道府県(市町村)行動計画	次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定指針
子ども・子育て支援法 第61条、第62条	都道府県子ども・子育て支援事業支援計画、市町村子ども・子育て支援事業計画	教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成26年内閣府告示第159号)
母子及び父子並びに寡婦福祉法 第12条	自立促進計画	母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針
成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律 第17条	母子保健を含む成育医療等に関する計画	成育医療等基本方針に基づく計画策定指針 成育医療等基本方針に基づく評価指標
-	<del>都道府県社会的養育推進計画</del>	都道府県社会的養育推進計画の策定要領(「都道府県社会的養育推進計画」の策定についての別添)
-	<del>新子育て安心プラン実施計画</del>	新子育て安心プラン

# 7 | はじめに 主な変更点③(p.4)

## 3 | 関連計画





## 8 | はじめに 主な変更点④(p.7)

### 計画の対象

4

すべての子ども・若者と子育て**当事者**、そして、これらを取り巻く県民、事業者、行政等を対象とします。(施策の内容により、対象が異なります。)

**子ども:0歳から18歳未満**

**若者:「思春期」(中学生年代からおおむね18歳まで)と「青年期」(おおむね18歳以降からおおむね30歳未満。施策によってはポスト青年期の者も対象とする。)の者**

### ポイント

- 子育て家庭を子育て当事者に変更
- 子ども、若者の定義を追加
- 条例の定義は、「こども:心身の発達の過程にあり、円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者をいう。」
- 一方、計画上は各施策によって対象が異なるので、対象を分かりやすくするために、別途定義した。

こども大綱P47

「乳幼児期」(義務教育年齢に達するまで)、「学童期」(小学生年代)、「思春期」(中学生年代からおおむね18歳まで)、「青年期」(おおむね18歳以降からおおむね30歳未満。施策によってはポスト青年期の者も対象とする。)とで分けて示す。なお、「若者」については、法令上の定義はないが、ここでは思春期及び青年期の者とし、「こども」と「若者」は重なり合う部分があるが青年期の全体が射程に入ることを明確にする場合には、分かりやすく示すという観点から、法令の規定を示す場合を除き、特に「若者」の語を用いることとする。

## 9 II 本県の子ども・若者・子育ての状況

### 図表の整理(p.8-p.20)

- **こども大綱**で引用されているデータを基準とし、3計画で使用されている図表を取捨選択
- こども大綱の引用データが**63個**のため、骨子案の掲載図表の数もその数を目標とし、**67個**とした。但し、そのうち34個は参考図表として掲載
- R5に県内の中学2年生及びその保護者を対象に実施した**生活状況調査**の図表を追加  
(世話をしている人がいるか、所得と勉強時間、買えなかった物の3つ)
- 県民ニーズ基本調査で修正採用されたら**子ども・若者が自分自身の価値や存在感を実感できる**世の中になっている。も入れる

※ 一部、未更新のデータあり。また、今後最新データが出てきたら更新を予定

# 10 III 計画の基本理念等(p.22-p.23)

## 基本理念、基本方針

- 条例に合わせる。
- 条例の目的 → 計画の基本理念
- 条例の基本方針 → 計画の基本方針

### 基本理念

子ども・若者の目線に立った施策の推進を通じて、子ども・若者一人ひとりが自分らしく、幸せに暮らせる社会を実現し、その望みと願いを尊重しながら社会全体で育む

### 基本方針

子ども・若者の目線に立った権利・利益の尊重

すべての子ども・若者があらゆる差別を受けず、生命、生存及び発達に対する権利や意見を尊重され、自分らしくいられるとともに、その最善の利益が考慮されること

子育てしやすい社会環境の整備

父母その他の保護者が子育ての責任を果たししやすいよう、家庭その他の場における生活を尊重しながら、子育てに関する負担の軽減及び不安を解消し、喜びを実感できるようにすること

社会の一人ひとりが子育て当事者

社会全体が子育てに関わる当事者の子ども・若者目線に立ち、主体的に連携し、協力すること

# 11 III 計画の基本理念等(補足)

## 条例の「こども」を使用しない理由

- 条例の定義は、「こども:心身の発達の過程にあり、円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者をいう。」
- この定義上、「親元から離れて生活し、自立している独身の者」や「共働きで子どもを持つ20代・30代の親」は含まれない。
- 一方、計画上は結婚支援や共働き・共育ての推進といった施策による対象者に該当し得る「若者」であることから、条例の「こども」を使用せず、基本理念等を定めた。

# 12 III 計画の基本理念等(p.24)

## 主要施策

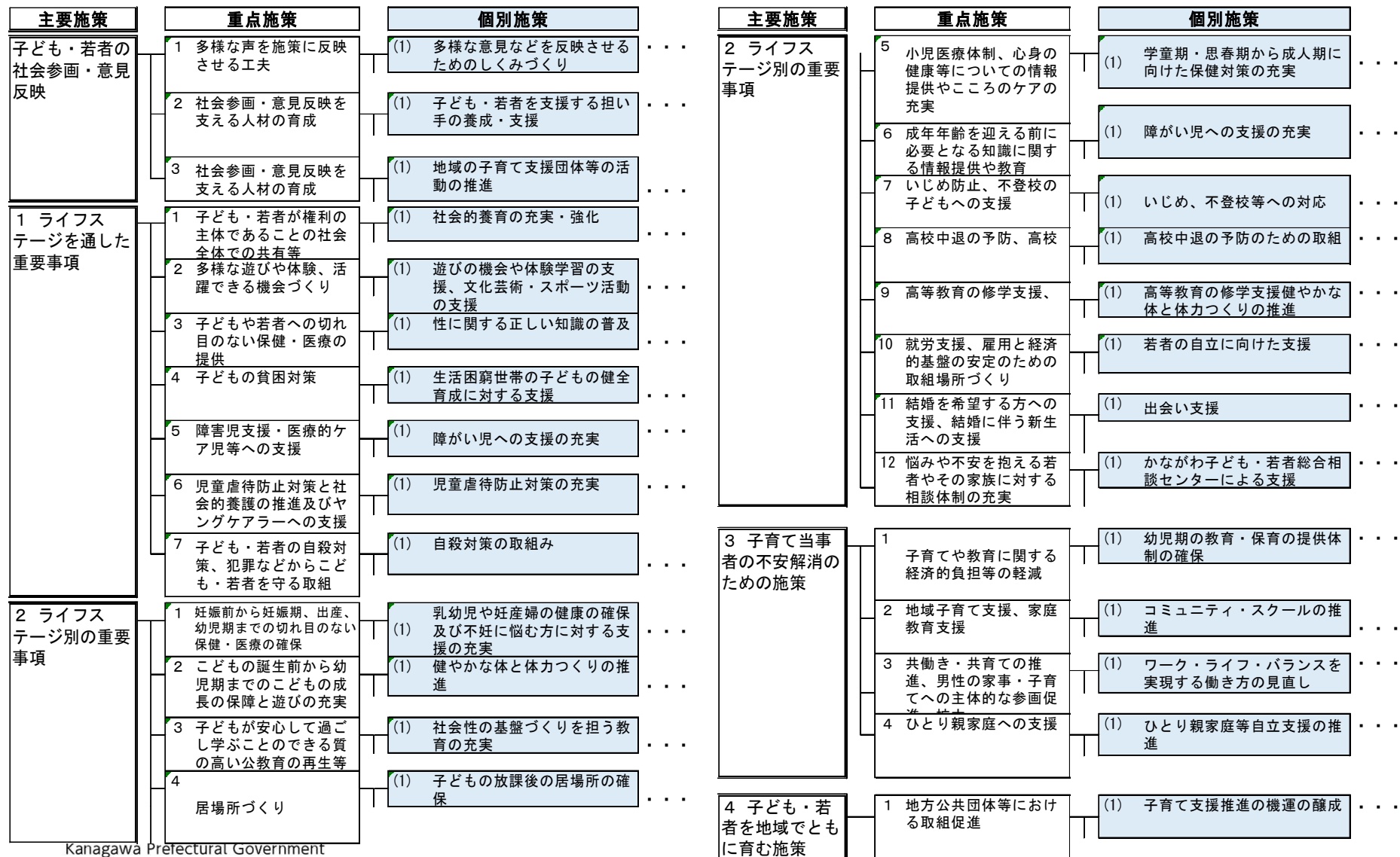
- こども大綱の重点施策等に合わせる(施策体系図は次ページ)

こども大綱	子ども若者みらい計画
ライフステージを通じた重要事項	1 ライフステージを通じた重要事項
ライフステージ別の重要事項	2 ライフステージ別の重要事項
子育て当事者への支援に関する重要事項	3 子育て当事者の不安解消のための施策
こども施策を推進するために必要な事項	4 子ども・若者を地域でともに育む施策
施策の推進体制等	

# 13 III 計画の基本理念等(p.25-p.33)

## 施策体系図

※ 個別施策は仮置き



# 14 スケジュール

	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
計画		● 骨子案 審議		● 骨子案 議会 報告	● 素案 審議	● 素案 議会 報告		● 案 審議	● 案 議会 報告
作業	数値目標原案 具体的施策	具体的施策、 数値目標 庁内照会		素案作成		パブコメ			
審議会	● 12日 貧① ● 19日 子① ● 23日 若①	● 骨子案 審議会① 7日			● 貧② ● 子② ● 若②	● 審議会②		● 審議会 ③	